導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

江津市の人口は長らく減少傾向にあり、平成 22 年国勢調査では島根県内 8 市で最大の人口減少率 (\triangle 7.5%)を記録した。その後、企業誘致やU I ターンの促進、創業支援などの取組みを進めた結果、平成 27 年国勢調査では、人口減少は続いたものの、減少率は \triangle 4.8%となり、令和 2 年の国勢調査でも \triangle 6.1%と中期的に改善傾向が見られた。

産業構造では、令和3年経済センサスによると、域内の民間事業所数は1,032事業所で、大分類別で見ると「卸売業、小売業」が257事業所で最も多く、「建設業」が109事業所で続く。常用従業者数は4,856人で、大分類別では「医療、福祉」が1,387人で最も多く「製造業」が776人で続く。

現在、域内の中小企業は、人手不足、後継者不足等の課題に直面しており、現状を放置すると域内の産業基盤が失われかねない状況である。このような中、域内の中小企業の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定 し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、江津市は県内で最も設備投資が 活発な自治体の1つとなり、石見地域の工業都市として更に経済発展していくこと を目標とする。

先端設備導入計画の認定件数 計画期間中に15件

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に 関する基本方針に定めるものをいう。)が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が江津市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

市区町村の産業は、工業団地、沿岸部、山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

(2) 対象業種·事業

江津市の産業は、製造業、サービス業、農林水産業と多岐に渡り、多様な業種が 江津市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を 実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とす る。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、I T導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年7月24日~令和7年3月31日

計画期間は原則として2年間であるところ、市全体及び商工労働分野における施策の方向性が会計年度等の始期である4月に切り替わることから、これらとの連動を図るため、本計画の終期を令和7年3月31日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は3年間、4年間、又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格 A 4 とする。